

公の施設の指定管理者の指定の件（札幌国際交流館）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌国際交流館

2 公の施設の位置

札幌市白石区本通16丁目南

3 指定管理者

札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ
(代表団体)

東京都中央区新川1丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社

代表取締役 後藤 聖治

(構成団体)

札幌市中央区南22条西6丁目2番25号エムズ南22条第3ビル4階

株式会社クリーンコーポレーション

代表取締役 久保 政義

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、札幌国際交流館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。